

2 障第 1 0 8 2 号  
令和 2 年 8 月 2 0 日

各関係事業者 様

佐世保市障がい福祉課長  
生活衛生課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（周知）

日頃から、本市の障がい福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が平成 30 年 6 月 13 日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年 11 月 7 日及び同年 12 月 27 日に公布されています。

つきましては、厚生労働省より発出された別添の「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 5 日付薬生食監発 0805 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）をご覧になり、該当する事業者におかれましては下記のとおり留意していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 概要

#### i) HACCP に沿った衛生管理について

学校、病院等で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（集団給食施設）においても、HACCP に沿った衛生管理（衛生管理計画の作成、衛生管理の実施状況の記録・保存等）が義務化されること及び食品衛生責任者を選任する必要があること。

※HACCP とは、食品等事業者が食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

ii) 営業の届出について

集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、佐世保市生活衛生課に届け出ること。(厚生労働省ホームページに掲載している電子申請システムによる届出が可能となる予定。)

なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があること。

iii) 少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。ただし、その場合にあっても自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。

2 営業の届出が必要となる施設

1回の提供食数が20食以上の施設(利用者及び職員への提供を含む。)

3 改正法の施行日

令和3年6月1日(経過措置期間は施行日から6か月間)

4 届出方法

次のうちいずれか1つの方法により申請することが可能となります。

- ・食品衛生申請等システムによる電子申請  
→厚生労働省ホームページ内から電子申請
- ・営業届出書による書類申請  
→佐世保市生活衛生課へ書類申請

※ただし、電子及び書類申請について現時点ではまだ届出を行うことはできません。

(届出開始時期は令和3年6月1日を予定しております。)

5 問い合わせ先

制度内容について：佐世保市生活衛生課 TEL 0956-24-1111 (内線 5557)

本通知について：佐世保市障がい福祉課 TEL 0956-24-1111 (内線 5101)

以 上